

# 此花区地域福祉計画 (概要版)

## 1 計画の策定の趣旨

本格的な人口減少社会が到来し、ひとり暮らし世帯が増加するなど、地域のつながりが希薄化しており、家庭や地域における扶助機能が低下し、さまざまな問題が顕著化しています。また、福祉制度の狭間でサービスにつながらない人が増加しています。

政令指定都市である大阪市では、各種サービス提供上の基本となる単位は区となっており、大阪市では福祉の取り組みの中心である区において、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、区民ニーズと地域特性に基づく取り組みを進めています。

本計画は、平成 30 年に策定された「大阪市地域福祉基本計画」の方針、此花区における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、平成 31 年度から平成 35 年度までの5か年計画として、此花区地域福祉計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

## 3 計画期間

計画の期間は、2019（平成 31）年度から 2023（平成 35）年度までの5年間とします。

| 2019<br>（平成 31）年度 | 2020<br>（平成 32）年度 | 2021<br>（平成 33）年度 | 2022<br>（平成 34）年度 | 2023<br>（平成 35）年度 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 此花区地域福祉計画         |                   |                   |                   |                   |
|                   |                   |                   |                   |                   |

## 4 此花区の地域福祉を取り巻く課題

統計データおよび、平成 30 年 11 月～12 月にかけて実施したアンケート調査等を踏まえ、此花区の地域福祉を取り巻く課題を整理しました。

### (1) 住民参加による地域福祉活動を推進

高齢者の単身世帯等支援が必要な住民の割合が増加している一方で、地域活動に参加している区民は少ないのが現状です。今後は、若い人をはじめ多くの人につながりづくりの大切さや興味を持ってもらえるように働きかけるとともに、地域で暮らす住民の生活課題に応じた住民主体の地域福祉活動を推進する必要があります。

### (2) 包括的な支援体制を構築

生活困窮者、認知症高齢者等、複雑な悩みを抱える人の増加も予測されています。地域で暮らす様々な人が安心して暮らしていけるまちにするためには、近隣の住民と日常的な関係を築き、生活課題の発見や早期の対応を行うことができる地域のアンテナ役、つなぎ役の担い手が必要です。また、地域の見守り活動の活性化に加え、適切に相談をつなぐ仕組みづくりをすすめることが課題となっています。

### (3) 防災活動の活性化

1995 年に発生した阪神淡路大震災では、倒壊家屋などの下敷きになり救出された方の 98%は、隣近所の人たちの力によるものだったと言われており、実際に災害が発生した時には、地域の自主防災組織が中心になって、地域の特性や災害の状況に応じ、可能な範囲で居宅に取り残された高齢者、障がい者などの要支援者の安否確認、救出、救護、避難誘導など、共助の取り組みを行うことが期待されています。

## 5 計画の基本理念

[ 基本理念 ]

**声かけ・見守り・助け合いが日常化し、  
笑顔でつながりいきいきと暮らせるまち**



## 6 施策の展開

基本理念、基本目標に基づき計画を推進していくために、以下の内容で施策及び事業を展開していきます。

【 基本理念 】

【 基本目標 】

【 施策・事業 】

声かけ・見守り・助け合いが日常化し、笑顔でつながりいきいきと暮らせるまち

1  
みんなで支え合う  
地域づくり

(1) 地域福祉活動への参加の促進

- ① つながりの大切さへの理解
- ② 子育て支援情報の提供・発信

(2) 「居場所」づくりへの支援

- ① サロン等の地域での交流促進
- ② 生活支援コーディネーターによる新たな集いの場づくり等への支援

(3) 災害時における要援護者への支援

(4) 地域における平時からのつながりづくり

2  
地域での支え合い  
のネットワークの  
拡充

(1) 地域における見守り活動の充実

- ① 「このはな地域見守りタイ」活動の推進
- ② 地域における要援護者の見守りネットワークの推進

(2) 関係機関との連携による支援の推進

- ① 総合的な相談支援体制の推進
- ② 教育と福祉をつなぐこどもサポートネットワークの推進
- ③ 「子育てサロン応援」事業
- ④ 区社会福祉協議会との連携による地域福祉活動の推進
- ⑤ 区地域自立支援協議会を通じた関係機関との連携

## 7 計画の推進

此花区では、毎年、区政会議での議論を踏まえ「施策の選択と集中」の全体像を示す運営方針が策定されています。

地域福祉計画の推進を図るため、この運営方針に地域福祉計画における施策展開を盛り込み、「声かけ・見守り・助け合いの輪を広げることで、笑顔でいきいきと暮らせるまち」を目指した施策への反映に努めます。

本計画をより実効性のあるものとするためには、施策の効果等を検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要です。PDCAサイクルに基づき、各施策について点検や評価を行い、効果的な計画となるように努めていきます。

